

江東区地域福祉計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

現行の江東区地域福祉計画が令和7年度までのため、これまでの社会情勢の変化等を踏まえ、地域の様々な主体が「わが事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現を目指し、地域のつながりの仕組みや様々な関係者の取組内容等を記載した次期江東区地域福祉計画（令和8年度～11年度）を策定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 江東区地域福祉計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約確定日の翌日（令和6年5月下旬）～令和7年3月31日
- (4) 委託上限額 令和6年度仕様書分 10,186,000円（消費税込）
（参考）令和7年度 10,472,000円（消費税込）

※次期江東区地域福祉計画は令和7年度中の策定を想定しているため、受託者が良好な成績で遂行したと江東区が認めた場合、令和7年度の「江東区地域福祉計画策定支援業務委託」について、契約の相手方とする場合がある。なお、令和7年度の委託上限額については、予算編成の状況により変更となることがある。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（令和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電

子調達サービス」による)

- (6) 過去5年間において、官公庁の地域福祉計画の策定・支援等の受託実績を有すること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間

令和6年3月1日(金)～令和6年3月29日(金)

- (2) 質問受付期間

令和6年3月1日(金)～令和6年3月14日(木) 午後5時必着

- (3) 質問回答日

令和6年3月19日(火)

- (4) 書類提出・募集締め切り期限

令和6年3月29日(金) 午後5時厳守

- (5) 第1次審査

令和6年4月11日(木)

- (6) 第2次審査

令和6年4月22日(月)

- (7) 最終選定結果通知

令和6年4月25日(木)

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表

ア 公募期間：令和6年3月1日(金)～令和6年3月29日(金)

イ 公募方法：区ホームページにて公表

質疑・回答

ア 質問受付期間：公募開始～令和6年3月14日(木) 午後5時必着

イ 質問方法：【様式3】を持参・郵便・FAX 又は電子メールにより下記担当まで提出すること

ウ 回答日時：令和6年3月19日(火)

エ 回答方法：質問への回答は江東区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない

- (2) 応募書類の提出

ア 提出期限：令和6年3月29日(金) 午後5時厳守

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時) 又は郵送

※持込み先は、下記担当まで

6 提出書類

(1) 参加申込書 【様式1】・・・1部

(2) 企画提案書 (表紙【様式2】)・・・8部

※令和7年度も含めた事業全体の企画提案とすること。

※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 価格提案書(見積書)・・・正本1部、写し7部

※事業全体及び令和6・7年度毎の内訳がわかるもの。郵便料金は応募時点の金額とする。

※消費税込みの金額とし、宛先は江東区契約担当者宛とすること。

(4) 会社概要・・・8部

※提出時期については、4. スケジュールのとおり

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

7 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(3) 評価方法(書類審査)

ア 提出書類に基づいて「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3事業者を第2次審査評価対象者として選定する。

イ 第1次審査の結果は、令和6年4月15日(月)までに全ての参加事業者に電子メール及び書面により通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

ア 本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

イ 第2次審査は、令和6年4月22日(月)に実施。場所は江東区役所を予定しているが、詳細は1次審査結果と合わせて通知する。

ウ 1事業者当たり25分程度(プレゼンテーション10分程度、ヒアリング10分程度、準備・片付け5分程度)とする。なお、説明者は本業務に携わる担

当者 4 名以内とする。

エ パソコン等を用いた説明は可能とするが、必要な機器は持参すること。（電源、スクリーン、プロジェクター、マイクスピーカーは区で用意する。）

オ 企画提案書をプレゼンテーション用に編集したものを使用することは可能とするが、企画提案書の内容と齟齬が生じることや新たな内容を追加することは出来ない。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において江東区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等につ

いて再度調整を行った上で委託契約を締結する。

- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。江東区に提出された申請書等の提出物は返却しない。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 郵送事故や電子メール等の通信事故には、本区はいかなる責任も負わない。
- (6) 提出された書類は、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象公文書として原則開示する。（ただし、区が同条例に規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く）
- (7) 本募集に基づく手続きに係る一切の経費は、事業者の負担とする。
- (8) 提出書類等に虚偽の記載又は重大な誤りがあることが判明した場合には、事業者を選定した後であっても、その決定を取り消す場合がある。
- (9) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (10) 本業務の実施及び予算額については、令和6年第1回区議会定例会における令和6年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。令和7年度の本業務の実施及び予算額においては第1回区議会定例会における令和7年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

11 提出先・問合せ先

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

江東区福祉部福祉課地域福祉推進担当（区役所3階1番窓口） 江口

電話：03-3647-4152（直通）

F A X：03-3647-9186

E-mail：tiikifukushi@city.koto.lg.jp